

苅田町南海トラフ地震防災対策推進計画

令和 7 年 3 月

福岡県苅田町

【 目 次 】

第1章 総 則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 推進計画の位置づけ	1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第4節 推進地域の指定	2
第5節 南海トラフ地震における被害想定	2
第2章 関係者との連携協力の確保	4
第1節 資機材・人員等の配備手配	4
第2節 他機関に対する応援要請	5
第3節 帰宅困難者への対応	5
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	6
第1節 津波からの防護	6
第2節 津波に関する情報の伝達等	6
第3節 避難指示等の発令基準	7
第4節 避難対策等	7
第5節 消防機関等の活動	7
第6節 水道・下水道、電気、通信関係	8
第7節 交通対策	8
第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	9
第9節 迅速な救助	9
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	10
第1節 南海トラフ地震臨時情報に関する情報	10
第2節 南海トラフ地震臨時情報	11
第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	13
第5章 防災訓練計画	14
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	15
第1節 町職員に対する教育	15
第2節 地域住民等に対する啓発	15

第1章 総 則

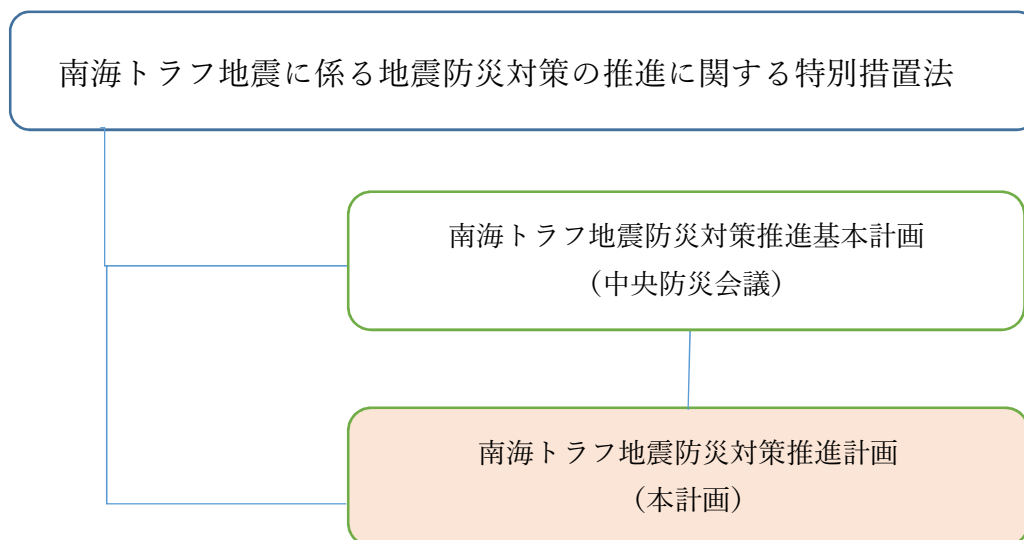
第1節 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

●推進計画の位置づけ



第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災対策に関し、本町の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は菟田町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）」第Ⅰ編 第4章 防災関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第4節 推進地域の指定

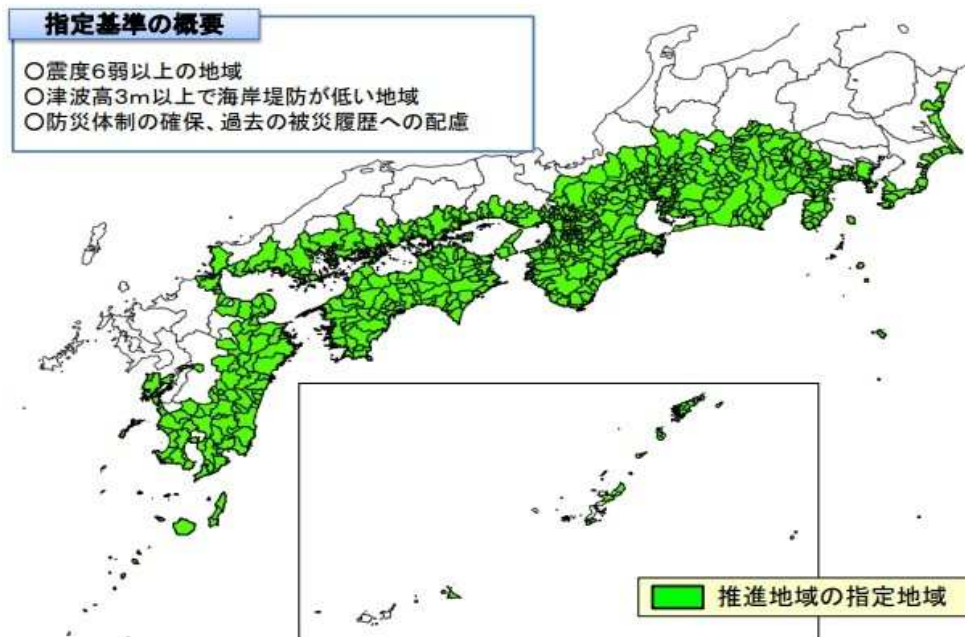
本町は、法第3条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。（平成26年3月31日 内閣府告示第21号）

（参考）推進地域の指定基準

- ① 震度6弱以上の地震の発生が予測される地域
- ② 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮が必要な地域

【県内の指定地域】

北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町



南海トラフ地震防災対策推進地域（内閣府資料）

第5節 南海トラフ地震による被害想定

本町において、南海トラフ地震が発生した場合、国の想定では最大震度5強の揺れ、最大津波高3.4メートルの津波が発生する

最大震度

基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	最大値	中央防災会議 (2003) モデル
5 弱	5 弱	4	5 弱	5 強	5 強	5 弱

「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」資料1-6（内閣府）

- ・基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの
- ・陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸域側の場所に設定したもの
- ・東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの
- ・西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの
- ・経験的手法：震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法

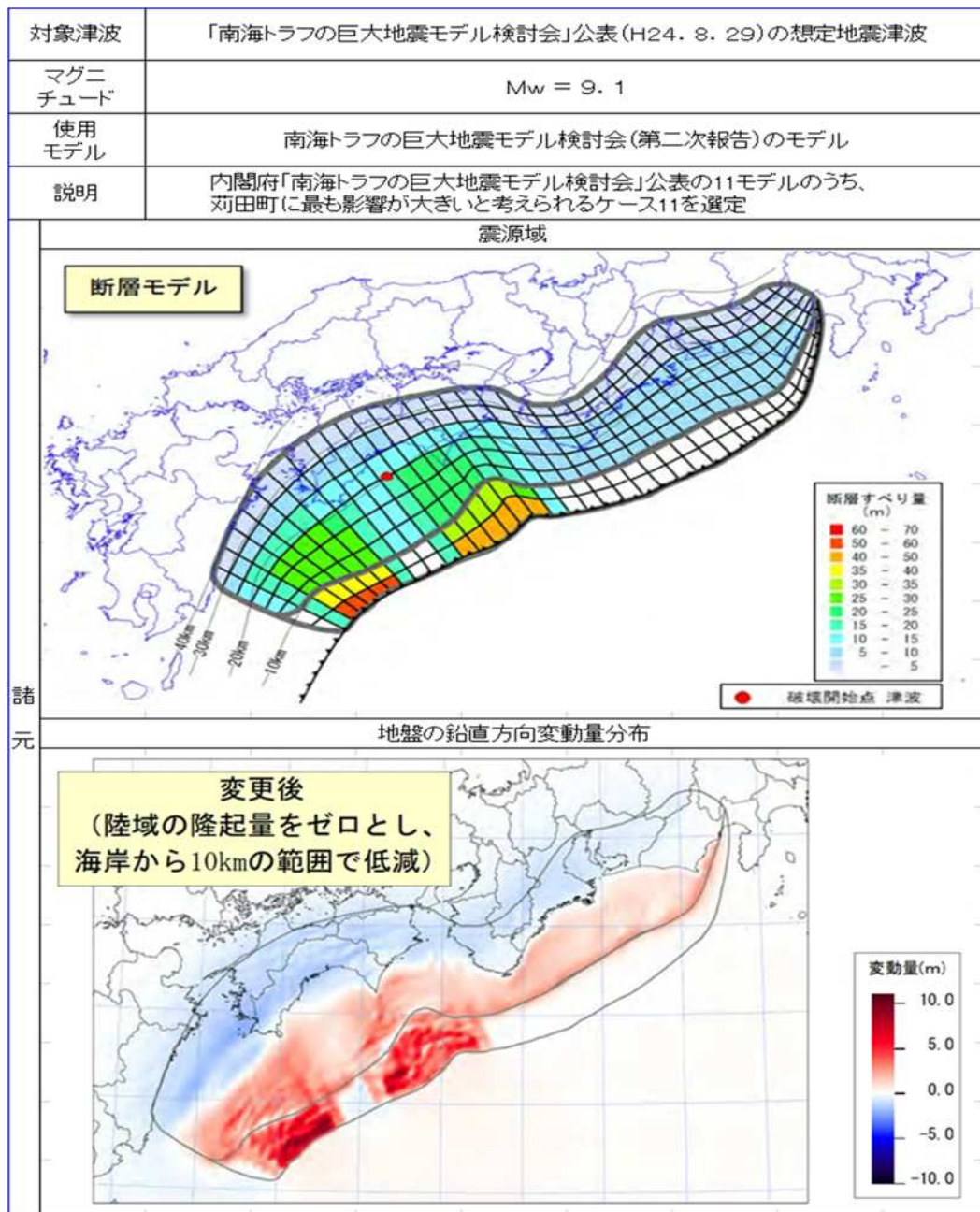
津波の影響開始時間、最高津波水位、最高津波到達時間

「南海トラフ巨大地震モデル検討会」のモデル（ケース 11）		
影響開始時間 (分)	最高津波 水位 (TPm)	最高津波到達時間 (分)
186	3.4	208

福岡県津波浸水想定の設定（福岡県）

※留意点

- ・ 影響開始時間は、初期水位から 20 cm 上昇する時間とし、各市町の主要地点における最短のものを用いている。
- ・ 最高津波到達時間は、各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用した
- ・ 津波が高くなる波源と、早く到達する波源は必ずしも同じでないため、市町によっては影響開始時間として採用した波源と、最高津波水位として採用した波源で異なることがある。



第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- 1 町は、地震が発生した場合の津波も含めた被害を想定しておき、必要な食料、生活必需品、非常用電源その他の物資（以下「物資等」という。）について、あらかじめ備蓄・供給体制を整備しておく。

その他、物資等の調達・供給体制の整備については、町地域防災計画「第Ⅴ編 第4章第13節 物資等の調達・供給体制の整備」に準ずるものとする。

- 2 町は、必要な物資等の確保ができない場合には県、周辺市町等関係機関および協定事業者に対して応援を要請する。

その他、物資等の供給については町地域防災計画「第Ⅵ編 第2章第15節 食料の供給、第Ⅵ編第2章第16節 生活必需品等の供給」に準ずるものとする。

第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

なお、具体的な措置内容については、機関ごとに別に定めるものとする。

地震・津波発生時における町の災害配備体制

地震・津波に関する気象情報	荊田町体制	配備職員
○「震度4」の地震が発生した場合 ○「津波注意報」が発表された場合	警戒準備体制	総務課危機管理室を中心に災害準備体制に指名された者
○「震度5弱」の地震が発生した場合 ○「津波警報」が発表された場合	災害警戒本部 (第1配備)	総務課危機管理室を中心に、災害警戒本部体制に指名された者
○「震度5強」の地震または町域に関わらず南海トラフ地震の想定震源域で巨大地震が発生した場合 ○「大津波警報」が発表された場合	非常配備体制 (第2配備)	町災害対策本部の非常配備体制に指名された者(町職員の約半数)
○「震度6弱」以上の激震または南海トラフ地震が発生した場合 ○巨大地震が町域または町の隣接地域で発生し、甚大な被害が発生またはその被害が拡大しつつある場合 ○津波による被害が発生した場合	特別非常配備体制 (第3配備)	町全職員

＝「自主参集」 荊田町職員災害時初動マニュアル

第２節 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震が発生し、その被害が広域に拡大することが予想され、町単独のみの応急対策活動では支障をきたすことも予想されることから、町は平常時から関係機関と十分に協議しつつ、災害時にすみやかに広域応援などを要請し、災害応急活動を迅速・的確に実施するよう努める。

県や他市町村、防災関係機関等への応援要請の内容や要領等については、町地域防災計画「第Ⅵ編第１章第４節 応援要請」に準ずるものとする。

第３節 帰宅困難者への対応

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等により周知し、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の運営に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

帰宅困難者への対応は、町地域防災計画「第Ⅵ編第２章第４節 地震・津波時における避難対策の実施」に準ずるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 町、又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第2 町又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検

堤防、水門等の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施するものとする。

2 堤防、水門などの自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門などの管理者は、1の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

3 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第5節 地震・津波水防対策の実施」に準ずるものとする。

4 津波により孤立が予想される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備方針及び計画

町は、津波により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。現在、町地域防災計画で指定しているヘリコプターの発着場は次のとおりである。

ヘリポート一覧

	名 称	所在地
1	南原小学校グラウンド	荻田町富久町 1-4-9
2	白川小学校グラウンド	荻田町大字稲光 357
3	臨海総合グラウンド	荻田町新浜町 46

荻田町地域防災計画 資料編（荻田町）

5 防災行政無線の整備等の方針及び計画

町地域防災計画「第Ⅴ編第4章第4節第3項 情報通信施設等の整備」に準ずるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報などの津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第1節 地震・津波情報等の伝達、対処」によるものの

ほか、次の事項にも配慮するものとする。

- ① 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等に対する正確かつ広範な伝達
- ② 船舶に対する津波警報等の伝達
- ③ 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- ④ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- ⑤ 通常使用している情報伝達網が地震等の影響により寸断される可能性があること

第3節 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第4節 地震・津波時における避難対策の実施」及び「第Ⅵ編第2章第1節 地震・津波情報等の伝達、対処」に準ずるものとする。

第4節 避難対策等

第1 町は、地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、次の被害想定地区を基に災害情報やハザードマップの津波災害等から総合的に判断するものとする。

津波発生想定位置と被災想定地区

津波発生想定位置	主な被災想定地区等
町沿岸部、長峡川、殿川、近衛川の河口部、小波瀬川と長峡川との合流点	町の沿岸地域、与原小、南原小並びに荻田小校区

荻田町水防計画書を参考に作成（荻田町）

第2 地震・津波時における避難対策は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第4節 地震・津波時における避難対策の実施」に準ずるものとする。

第5節 消防機関等の活動

第1 町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ② 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道・下水道、電気、通信関係

第1 水道・下水道

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道・下水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、速やかに応急復旧を図るための対策は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施」によるものとする。

第2 電気

1 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等二次被害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

2 町は、1について協力するとともに、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施」により対策を実施するものとする。

第3 通信

1 電気通信事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波に関する情報提供を速やかに行うとともに、災害発生後の被害情報収集・伝達が円滑に実施できるように応急通信体制の構築と円滑な既存の通信回線の応急作業、その後の復旧作業等の措置を講ずるものとする。

2 町は、1について協力するとともに、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第22節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施」により対策を実施するものとする。

第7節 交通対策

第1 陸上

町、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。また、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第9節 交通・輸送対策の実施」により対策を実施するものとする。

第2 海上

1 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、荏田海上保安署）や港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険があると予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるものとする。また、その他の対策については、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第9節 交通・輸送対策の実施」に準ずるものとする。

2 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を退避させるなどの安全確保対策をとるものとする。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、総合福祉会館、総合保健福祉センター、公民館、体育館、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料などの備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災無線、テレビ、ラジオ、パソコン等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等移動することが不可能又は困難な要配慮者が利用する施設にあっては、利用者の安全確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は事業者ごとに、避難確保計画を作成するものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその代替施設等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

迅速な救助については、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第6節 二次災害の防止」、「第Ⅵ編第2章第7節 救助活動」、「第Ⅵ編第2章第8節 医療救護」によるものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどを知らせるため、南海トラフ地震に関連する情報を発表する。情報の種類と発表条件は次のとおりである。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ臨時情報で発表する場合があります。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、マグニチュード 6.8 以上の地震等の異常な現象を観測した後、観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。その後「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、次のとおり当該するキーワードを付した臨時情報を発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
地震発生等 から 5～ 30 分程度	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※ ¹ でマグニチュード 6.8 以上※ ² の地震※ ³ が発生 ○1 カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源領域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	【町の体制：通常体制】
地震発生等 から最短で 2 時間程度	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	【町の体制：警戒準備体制】 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（最大クラス（M9クラス）の南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

地震発生等 から最短で 2 時間程度	南海トラフ地震時 臨時情報（巨大地 震注意）	○監視領域内※ ¹ において、モーメント マグニチュード※ ⁴ 7.0 以上の地震※ ³ が 発生したと評価した場合（巨大地震警 戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界におい て、通常と異なるゆっくりすべりが発 生したと評価した場合	【町の体制：通常体制】 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内 のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想 定震源域の海溝軸外側 50 km 程度まで の範囲で M7.0 以上の地震（ただ し、太平洋プレートの沈み込みに伴う 震源が深い地震は除く）が発生するケ ースの場合は 1 週間、南海トラフ沿 い想定震源域内のプレート境界面で通 常と異なるゆっくりすべりが観測され たケースの場合はプレート境界面で通 常と異なるゆっくりすべりの変化が収 まってから、変化した期間と概ね同程 度の期間が経過するまでの期間、後発 地震に対して注意する措置をとるもの とする。
	南海トラフ地震臨 時情報 （調査終了）	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意） のいずれにも当てはまらない現象と評 価した場合	【町の体制：（体制解除）通常体制】

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第1節 地震・津波情報等の伝達、対応」による、情報収集に努めるとともに、気象庁からの後続の発表について注意するものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

町は、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第1節 地震・津波情報等の伝達、対応」による情報収集に努め、町地域防災計画「第Ⅵ編第2章第3節 広報・広聴」による関係機関及び関係地域住民等に対し情報発信を行い、必要な対策準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて町地域防災計画「第Ⅵ編第1章第1節 菟田町災害対策本部等の組織体制の確立」及び「第Ⅵ編第1章第2節 動員配備」による警戒体制を整え、情報共有を図るものとする。

さらに、町及び県、県警、指定公共機関、指定地方公共機関は、地域防災計画及び各自の地震に関する防災計画に基づき、地震が発生した際は、速やかに対応できるようあらかじめ準備するものとする。

臨時情報発表時の防災対応（住民等へ周知）

臨時情報	防災対応
巨大地震警戒	①後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わない恐れのある方等の事前避難及び要配慮者利用施設等の職員・利用者等の安全確保 ②日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等） ③行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
巨大地震注意	①日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等） ②行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第5章 防災訓練計画

町は、町地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、南海トラフ地震防災上必要な訓練を推進するものとする。

その他必要な事項については、町地域防災計画「第Ⅴ編第3章第5節 防災訓練の充実」に準ずるものとする。

第 6 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第 1 節 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (4) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第 2 節 地域住民等に対する啓発

町は、関係機関と協力し、地域住民等に対して南海トラフ地震に関する知識の普及啓発に努める。

なお、普及啓発活動は、地域の実態に応じて地域単位・事業所単位等で行い、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれらに基づきとられる措置
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報等が出された場合における出火防止・初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 各防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容